国立研究開発法人科学技術振興機構の中長期目標新旧対照表

(案)

(主務府省:文部科学省)(赤字・下線部分が追加・削除箇所)

(工物が有・人の行子首)(外子・下縁即力が追加・門縁)		
第 5 期 (変 更 後)	第 5 期(現 行)	
目次	目 次	
(序文)	(序文)	
I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割	I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割	
Ⅱ. 中長期目標の期間	Ⅱ. 中長期目標の期間	
Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創	1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創	
1. 1. 研究開発戦略の立案・提言	1. 1. 研究開発戦略の立案・提言	
1. 2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析	1.2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析	
1. 3. 社会との対話・協働の深化	1. 3. 社会との対話・協働の深化	
2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進	2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進	
2.1.新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進	2.1.新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進	
2. 2. ムーンショット型研究開発の推進	2. 2. ムーンショット型研究開発の推進	
2.3.経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進	2.3.経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進	
2. 4. 革新的 GX 技術創出に向けた研究開発の推進	(新設)	
3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進	3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進	
4. 多様な人材の支援・育成	4. 多様な人材の支援・育成	
4.1.創発的研究の支援	4.1. 創発的研究の支援	
4. 2. 多様な人材の育成	4. 2. 多様な人材の育成	
5. 科学技術・イノベーション基盤の強化	5. 科学技術・イノベーション基盤の強化	
5. 1. 情報基盤の強化	5.1.情報基盤の強化	
5. 2. 国際戦略基盤の強化	5. 2. 国際戦略基盤の強化	
5.3.先端国際共同研究基盤の強化	(新設)	
6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築	6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築	

- IV. 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 1. 組織体制及び事業の見直し
 - 2. 経費等の合理化・効率化
 - 3. ICT 活用の推進
- V. 財務内容の改善に関する事項
- VI. その他業務運営に関する重要事項
 - 1. 法人の長によるマネジメント強化
 - 2. 内部統制の充実・強化
 - 3. その他行政等のために必要な事項
 - 4. 施設及び設備に関する事項
 - 5. 人材活用に関する事項

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の4第1項の規定 により、国立研究開発法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する 目標(以下「中長期目標」という。)を定める。

- I. (略)
- Ⅱ. (略)

Ⅲ、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

機構は、科学技術・イノベーション基本計画を実施する中核的機関として、 「社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創」、「社会変革に資す る研究開発による新たな価値創造の推進」、「新たな価値創造の源泉となる研│る研究開発による新たな価値創造の推進」、「新たな価値創造の源泉となる研 究開発の推進」、「多様な人材の支援・育成」、「科学技術・イノベーション基 盤の強化」、「大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築」に総合的に「盤の強化」、「大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築」に総合的に

第 5 期(現 行)

- Ⅳ. 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 4. 組織体制及び事業の見直し
 - 5. 経費等の合理化・効率化
 - 6. ICT 活用の推進
- V. 財務内容の改善に関する事項
- VI. その他業務運営に関する重要事項
 - 1. 法人の長によるマネジメント強化
 - 2. 内部統制の充実・強化
 - 3. その他行政等のために必要な事項
 - 4. 施設及び設備に関する事項
 - 5. 人材活用に関する事項

(序文)

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条の 4 第 1 項の規定 により、国立研究開発法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する 目標(以下「中長期目標」という。)を定める。

- I. (略)
- Ⅱ. (略)

Ⅲ.研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

機構は、科学技術・イノベーション基本計画を実施する中核的機関として、 「社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創」、「社会変革に資す | 究開発の推進」、「多様な人材の支援・育成」、「科学技術・イノベーション基

取り組み、我が国の研究開発成果の最大化を目指す。

事業を推進するに当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化する。

評価に当たっては、別紙の評価軸、評価指標及びモニタリング指標を基本として評価する。

1. (略)

2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進

科学技術の活用による社会課題の解決と新たな価値の創出に向けた研究開発の推進により、産業構造と社会の変革を加速させる。また、将来、広く社会を変革し得る研究開発と、その成果の社会実装と普及に向け、ベンチャー企業の創出、出資及び知的財産の取得と活用に向けた支援等を行うとともに、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発やグリーントランスフォーメーション(GX)に資する基盤研究開発を推進する。

2.1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進

機構及び大学等の研究開発成果について、課題や研究開発分野の特性、研究開発ステージに応じた最適な支援形態による研究開発及び企業化開発を推進し、機構及び大学等の研究開発成果をシームレスに実用化につなげることで、企業等への橋渡しを促進する。その際、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。

また、知と人材の集積拠点である大学・公的研究機関を中核とし、産学官の人材、知、資金を結集した共創の「場」の形成を行いつつ、研究開発成果の社会実装及び大学・公的研究機関の産学官連携のマネジメント機能強化を促進することにより、持続的にイノベーションを生み出す環境の形成を推進

第 5 期(現 行)

取り組み、我が国の研究開発成果の最大化を目指す。

事業を推進するに当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化する。

評価に当たっては、別紙の評価軸、評価指標及びモニタリング指標を基本として評価する。

1. (略)

2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進

科学技術の活用による社会課題の解決と新たな価値の創出に向けた研究開発の推進により、産業構造と社会の変革を加速させる。また、将来、広く社会を変革し得る研究開発と、その成果の社会実装と普及に向け、ベンチャー企業の創出、出資及び知的財産の取得と活用に向けた支援等を行うとともに、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発を推進する。

2.1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進

機構及び大学等の研究開発成果について、課題や研究開発分野の特性、研究開発ステージに応じた最適な支援形態による研究開発及び企業化開発を推進し、機構及び大学等の研究開発成果をシームレスに実用化につなげることで、企業等への橋渡しを促進する。その際、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。

また、知と人材の集積拠点である大学・公的研究機関を中核とし、産学官の人材、知、資金を結集した共創の「場」の形成を行いつつ、研究開発成果の社会実装及び大学・公的研究機関の産学官連携のマネジメント機能強化を促進することにより、持続的にイノベーションを生み出す環境の形成を推進

第 5 期(現 行)

する。

加えて、大胆な挑戦が可能な大学等発ベンチャーの創出支援等を通じて研究開発成果の事業化及び民間資金の呼び込み等を図る。また、大学を中心とした産学官共創による、大学等発ベンチャー創出及びその基盤となる人材育成等を実施可能な環境の形成を推進する。さらに、機構及び大学等の研究開発成果の事業化が加速されるよう、適切な知的財産の取得と活用を促進する。

さらに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、大学等発ベンチャー創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発ベンチャー創出支援等を実施可能な環境の形成を推進する。

2. 2. (略)

2. 3. (略)

2. 4. 革新的 GX 技術創出に向けた研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第63 号)第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、我が国の将来産業の成長と2050年カーボンニュートラルを達成する上で重要な技術領域において、分野や組織を横断した全国のトップ研究者の連携体制を構築し、革新的GX技術の創出に向けた研究開発を推進する。研究開発の推進においては、研究進捗や最新の技術動向、産業界の抱えるボトルネック課題等を踏まえ、

する。

加えて、大胆な挑戦が可能な大学等発ベンチャーの創出支援等を通じて研究開発成果の事業化及び民間資金の呼び込み等を図る。また、大学を中心とした産学官共創による、大学等発ベンチャー創出及びその基盤となる人材育成等を実施可能な環境の形成を推進する。さらに、機構及び大学等の研究開発成果の事業化が加速されるよう、適切な知的財産の取得と活用を促進する。

2.2.(略)

2. 3. (略)

(新設)

第 5 期(現 行)

ポートフォリオ(プロジェクトの構成や資金配分等)を柔軟に見直すととも に、国際的なネットワークからの知見も積極的に取り込み、技術成熟度の向 上や社会実装に向けた応用フェーズへの早期の橋渡しを目指す。

3. (略)

4. (略)

5. 科学技術・イノベーション基盤の強化

社会変革や新たな価値創造に向けた我が国の研究開発の最大化に貢献するためには、国内外の動向を踏まえたうえで、研究開発の共通的基盤を構築・ 強化する必要がある。

そのため、科学技術・イノベーションの創出に必要不可欠な役割・機能を 担っている情報基盤の強化を行うとともに、国際共同研究や交流を促進する ことにより、将来の社会変革や新たな価値創造に向けた共通的基盤を構築・ 強化する。

5.1.(略)

5.2.(略)

5. 3. 先端国際共同研究基盤の強化

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、国が設定する分野・領域及び高い科学技術水準を有する諸外国を対象として、国際的に優れた研究成果創出に向けた国際共同研究を戦略的・機動的に推進する。国際共同研

3. (略)

4. (略)

5. 科学技術・イノベーション基盤の強化

社会変革や新たな価値創造に向けた我が国の研究開発の最大化に貢献するためには、国内外の動向を踏まえたうえで、研究開発の共通的基盤を構築・ 強化する必要がある。

そのため、科学技術・イノベーションの創出に必要不可欠な役割・機能を 担っている情報基盤の強化を行うとともに、国際共同研究や交流を促進する ことにより、将来の社会変革や新たな価値創造に向けた共通的基盤を構築・ 強化する。

5.1.(略)

5. 2. (略)

(新設)

第 5 期(現 行)

究の推進を通じて、日本人研究者の国際科学トップサークルへの参入を促進するとともに、両国の優秀な若手研究者の交流や関係構築の強化を図り、国際頭脳循環の活性化及び次世代の優秀な研究者の育成に貢献する。

6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築

資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム(注)の構築を目指す。「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(令和4年1月7日文部科学大臣決定。以下「助成資金運用の基本指針」という。)及び「助成資金運用の基本方針」(令和4年1月19日文部科学大臣認可。以下「基本方針」という。)に基づき、専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保・育成等の体制整備を進め、長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ資金運用を効率的に行う。また、寄託金運用については、助成資金運用と一体的に運用する。

「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」(令和4年法律第51号)に基づく「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」(令和4年11月15日文部科学大臣決定。以下「国際卓越研究大学法に基づく基本方針」という。」)及び「国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針」(令和4年11月15日文部科学大臣認可。以下「助成の実施方針」という。)に基づき、助成の継続的・安定的な実施に必要な機能及び体制を整備し、助成の適正な実施を図る。

注 生態系システムのように、それぞれのプレーヤーが相互に関与して、 自律的にイノベーション創出を加速するシステム。

6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築

資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム(注)の構築を目指す。「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(令和4年1月7日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。)及び助成資金運用の基本方針(令和4年1月19日文部科学大臣認可。以下「基本方針」という。)に基づき、専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保・育成等の体制整備を進め、長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ資金運用を効率的に行う。また、寄託金運用については、助成資金運用と一体的に運用する。

注 生態系システムのように、それぞれのプレーヤーが相互に関与して、 自律的にイノベーション創出を加速するシステム。

第 5 期 (変 更 後)	第 5 期 (現 行)
IV. ∼VI. (略)	IV. ~VI. (略)

科学技術振興機構に係る政策体系上の位置付け(別添)

科学技術・イノベーション基本計画の実施において中核的な役割を担う機関

科学技術・イノベーション基本法

第6期科学技術・イノベーション基本計画

(Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策)

- ①国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革
- ②知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化
- ③一人ひとりの多様な幸せ(well-being)と課題への挑戦を実現する教育・人材育成

国立研究開発法人科学技術振興機構法

(機構の目的)

第4条 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第23条第5号において同じ。)から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

科学技術振興機構 中長期目標

- 1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創
- 2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進
- 3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進
- 4. 多様な人材の支援・育成 5. 科学技術・イノベーション基盤の強化
- 6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築

(別添) 国立研究開発法人科学技術振興機構における評価軸(赤字・下線部分・取消線部分が追加箇所)

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標	
2. 社会変	2.1. 新たな価値	・新たな価値の共創に向けた産学官連	・研究開発成果の創出・実用化・社会実	・大学等発の研究開発成果の事業化に向	
革に資す	の共創に向けた	携・スタートアップ創出の推進に答	§与 装に向けた進展	けた支援件数	
る研究開	産学官連携・スタ	しているか。	・自立的・持続的な産学官共創の拠点の	・成果の創出数	
発による	ートアップ創出	・国際市場等を見据えた事業の創出や	<u>◇多</u> 体制整備状況(見通しを含む)	・持続的にイノベーションを生み出す環	
新たな価	の推進	<u>様な地域の大学におけるスタートア</u>	<mark>~ッ</mark> ・ベンチャーの創出・支援、効果的な発	境の形成・発展に向けた体制整備状況	
値創造の		プ創出の推進に寄与しているか。	展	・外部資金・外部リソース等の誘引状況	
推進			・知財支援・特許活用に向けた活動の成	(ベンチャー企業の資金調達含む)	
			果	・成果の創出等に向けた活動の実施状況	
				・知財支援・特許活用に向けた活動の成	
				果	
	2.2. (略)				
	2.3. 経済安全保	<u>* 国から交付される補助金による基金</u>	全を <u>・基金の設置及び研究開発を推進する体</u>	<u>・関係規程の整備状況</u>	
	障の観点からの	<u>設置し、研究開発を推進する体制の</u>	<u>制の整備の進捗</u>	・研究開発ビジョン等の達成に向けて進	
	先端的な重要技	備が進捗したか。	・研究開発ビジョンの達成及び研究開発	<u>捗が認められる研究開発課題数</u>	
	術に係る研究開	・研究開発ビジョン・研究開発構想に	<u>構想の実現に向けた研究開発成果の創</u>	・公的利用や民生利用に向けた連携等の	
	発の推進	づき、当該技術の獲得に資する研究	R開 出及び公的利用や民生利用に向けた成	<u>件数</u>	
		発成果が創出され、その成果の公的	<u> 果展開(見通しを含む)</u>	<u>• 論文数</u>	
		用や民生利用に向けた展開がなされ	<u>IT</u>	<u>・特許出願・登録件数</u>	
		<u>いるか。</u>			
			今後の内閣府を中心とした関係府省による協議の結果等に基づいて本事業の制度設計が進んだ段		
		<u>階で、改めて、本中長期目標期間を見通した評価軸・評価指標・モニタリング指標を定める。</u>			

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
	2.4. 革新的 GX 技	・国が定める基本方針等に基づき研究開	・研究開発マネジメントの取組の進捗	・ステージゲート評価等において、運営
	術創出に向けた	発計画を策定した上で、適切な研究開	・研究開発成果の創出・実用化・実装に	<u>委員等が実施した意見交換等回数</u>
	研究開発の推進	発マネジメントを行っているか。	向けた成果の展開に関する進捗	・応用研究や実用化への発展につながっ
		・将来の産業成長と 2050 年カーボンニ		<u>た課題の件数</u>
		ュートラルの実現に向けた研究成果が		<u>・特許出願・登録件数</u>
		<u>創出されているか。</u>		<u>• 論文被引用数</u>

^{※「}評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標
3. 新たな価値創造の源泉とな	・適切な研究開発マネジメントを行って	・研究開発マネジメントの取組の進捗	・公募テーマ設定に関して意見を聴取し
る研究開発の推進	いるか。	・研究開発成果の創出	た専門家の人数
	・新たな価値創造の源泉となる研究成果	・成果の展開や社会還元に関する進捗	・ステージゲート評価に向けて運営統括
	が創出されているか。		等が実施した意見交換等回数
	・カーボンニュートラルの実現など経		・社会還元や実用化に向けた研究の発展
	済・社会課題への対応に資する成果が		につながった課題の件数
	生み出されているか。		・論文数(国際共著論文の割合含む)
			・特許出願・登録件数
			・論文被引用数

^{※「}評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
5. 科学技	5.1. (略)			
術・イノベ	5.2. 国際戦略基	・科学技術外交に資する国際的な科学技	・科学技術外交強化への貢献	・国際会合の実施及び参加数
ーション	盤の強化	術協力の推進に寄与しているか。	・研究開発成果の創出及び成果展開	・論文数(国際共著論文の割合含む)・
基盤の強		・国際共同研究を通じた国際共通的な課	・科学技術・イノベーション人材の交流	特許出願・登録件数
化		題の解決や我が国及び相手国の科学技	・海外からの科学技術・イノベーション	・課題による成果の発信数(学会、ワー
		術水準向上に資する研究開発成果が得	人材の獲得	クショップ等)
		られているか。		・外国人研究者宿舎の稼働状況
		・海外の科学技術・イノベーション人材		・招へい者・参加者数、交流の実施件数
		の受け入れ、将来の獲得及び国際頭脳		及び国・地域数
		循環に資する交流が促進されている		・再来日者数
		か。		
	5.3. 先端国際共	・国が設定する分野・領域における国際	・国が設定する分野・領域における研究	・論文数(国際共著論文の割合含む)
	同研究基盤の強	共同研究の成果が創出されているか。	成果の創出及び成果展開	・特許出願・登録件数
	<u>化</u>	・国際頭脳循環に資する研究者の交流活	・研究者の国際交流活動	・研究者の派遣・招へい数
		動が促進されているか。		

^{※「}評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標
6. 大学ファンドによる世界レ	・我が国のイノベーション・エコシステ	・専門性等の資質能力を有する優れた人	・資金運用及びリスク管理・監査機能を
ベルの研究基盤の構築	ムの構築を目指して、 <mark>助成資金運用の</mark>	材の確保・育成	担う体制整備(運用・監視委員会、運
	基本指針及び <u>助成資金運用の</u> 基本方針	・ <u>助成資金運用の</u> 基本指針及び <u>助成資金</u>	用リスク管理委員会、投資委員会の開
	に基づき、長期的な観点から適切なり	<mark>運用の</mark> 基本方針に基づく適切なリスク	催状況を含む)
	スク管理を行いつつ、立ち上げ期にお	管理	・リスク管理状況(基本ポートフォリオ
	ける資金運用を効率的に行っている	・ <u>助成資金運用の</u> 基本指針及び <u>助成資金</u>	からの乖離状況の把握及び対応、ガイ
	か。	<u>運用の</u> 基本方針に基づく効率的な資金	ドラインに沿った運用受託機関等の管
	・国際卓越研究大学制度の趣旨を踏ま	運用	理等)
	え、助成の継続的・安定的な実施に必	・国際卓越研究大学法に基づく基本方針	・運用状況(計画に沿ったポートフォリ
	要な機能及び体制を整備し、助成を適	及び助成の実施方針に基づく体制の整	オの適切な管理等)
	正に実施しているか。	備状況	・助成資金運用のための資金の調達状況
		・国際卓越研究大学法に基づく基本方針	等(助成を受ける大学からの資金拠出
		及び助成の実施方針に基づく助成の適	の受入れ状況を含む)
		切な実施状況	・助成の実施方法及び実施条件の整備や
			助成金の管理及び執行状況の確認等
			・助成業務と運用業務の適切な連携状況

^{※「}評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。